

ニ付テ交渉シタルノ職工側ノ意見纏リ居ラサル
 々々具體的交渉ニ入ル概ハ一職工ニ対シ個々
 ニ具シ希望ヲ書面ニテ提出セシムル事トシ即時之
 ヲ実行シタルニ大任ニ於テ左記ノ意見ニ一致スル
 模様ナルニ付代表者等ハ更ニ協議ノ上明十二日
 (本日)會見スヘシトシ會見ヲ終レリ

記

一ヶ月前勤續者ニ六〇日分(最低限分)四〇日分
 一ヶ月ヲ増ス毎二日分或ハ四日分ヲ増ス

右及 甲 (通一報候也)

15. 21
 10/15
 多

労 秘 第 二 二 九 五 号

大正十五年十月十五日



警視總監 大田 政 弘

内務大臣 浜口 雄 幸 殿
 社会局長 官長 岡 隆 一 郎 殿
 京都大阪 神奈川

各 府 縣 知 事 殿

尚工會時薪工場閉鎖ニ関スル件

(第三報ト解決)

前題工場閉鎖ニ伴フ事案ハ一昨十三日職工側代表